

平成三十年七月十三日受領
答弁第四二四号

内閣衆質一九六第四二四号

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出河野太郎外務大臣の発言と日本国憲法の整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出河野太郎外務大臣の発言と日本国憲法の整合性に関する質問に対する答弁

書

一及び四から六までについて

お尋ねについては、政治家個人としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

二及び三について

本年六月の河野外務大臣の訪米に際しては、東京からワシントンに向かう直行便のみならず、他の空港を経由することも含めて様々な手段を検討したが、適当な定期便等が存在しなかったことから、双日株式会社からチャーター機を借り上げることとし、同社に対し、チャーター機借上げ等一式の費用として三千八百二十八万七千九百十円を、（組織）外務本省（項）外務本省共通費（事項）国際会議に必要な経費（目）航空機借料から支出した。